

※うら面を送信しないよう、ご注意ください！

# 2011エスポラーダ北海道オフィシャルファンクラブ（個人・ジュニア）申込書

氏名		生年月日		性別
フリガナ				
姓	名	西暦	年 月 日 ( 歳 )	男 ・ 女
オフィシャルサイトへのお名前掲載		※サイトネームでの掲載をご希望される場合はご記入下さい		
希望する ・ 希望しない <small>※ご記入がない場合は掲載させていただきます</small>		サイトネーム		
ご住所				
〒				
お電話番号		ご職業		
( ) —				
オフィシャルファンクラブメンバー種別 (必ず忘れずに、○印でご記入ください。振込金額と照合いたします。)				
1・10,000円(個人) ※a		2・6,000円(ジュニア) ※b		
<small>※a 個人は高校生以上 ※b ジュニアは中学生以下 (ジュニアの保護者の方は、 下の保護者署名欄に必ずご記入ください。)</small>		<small>ご記入いただいた個人情報は、オフィシャルファンクラブの運営に資する目的に限って使用させていただきます。 ご記入いただいた連絡先にクラブやチームに関する各種ご案内を差し上げます。また、 その個人情報を、本人の同意を得ないで、業務委託先以外の第三者に提示・公開することはありません。 (法令により開示を認められた場合を除きます。)</small>		
<small>下記、エスポラーダ北海道オフィシャルファンクラブメンバー規約に同意し、エスポラーダ北海道ジュニアメンバーとなります。 保護者署名( )</small>				

※この申込フォームは、お一人様、一枚のご記入にてお願いいたします。

ご家族でのお申込は、本紙をご家族の人数分コピーしていただき、ジュニアメンバーも1名としてご記入をお願いいたします。

## お申込方法

1, 上部の「エスポラーダ北海道オフィシャルファンクラブお申込フォーム」に必要事項を明記のうえ、ファックスにて送信をお願いします。

2, ファックス送信後、下記の口座にて、オフィシャルファンクラブ会費をお支払いください。  
※振込手数料は、オフィシャルファンクラブメンバーの方のご負担とさせていただきます。  
※振込明細は、大切に保管してください。

エスポラーダ北海道  
オフィシャルファンクラブ事務局

FAX: 011-200-8809

振込先：北海道銀行 本店  
預金項目：普通預金  
口座番号：1750025  
口座名義：エスポラーダ北海道

## エスポラーダ北海道オフィシャルファンクラブメンバー規約

**第一条<総則>**  
1. この会の名称は、「エスポラーダ北海道オフィシャルファンクラブ」(以下ファンクラブ)とします。 2. 本ファンクラブは、エスポラーダ北海道ファンクラブを応援することを通じ、フットサルを中心としたスポーツ文化の振興、及びメンバー同士の親睦を深めることを目的とします。

**第二条<メンバー>**  
1. メンバーは、前条2項の趣旨に賛同し、所定の申込み手続きを経てメンバーとなるものとします。 2. メンバーは、「法人メンバー」「個人メンバー」、中学生以下の「ジュニアメンバー」のいずれかに所属するものとします。  
3. シーズン途中はメンバーの変更はできません。 4. メンバーは別表に定める会費を事務局に納入するものとします。

**第三条<メンバー期間>**  
1. メンバー期間は、2011年6月1日～翌年3月(シーズン終了後のファンクラブイベント)までとします。

**第四条<メンバー資格の失効>**  
1. メンバー期間内であっても、メンバーが次のいずれかに該当した場合、事務局は当該メンバーの資格を失効させることができます。ただしこの場合、支払い済みの年会費等については、事務局は当該メンバーに対して、返還の義務を一切負わないものとします。  
A/当該メンバーが本規約に違反した場合。 B/当該メンバーの入会申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合。 C/当該メンバーの社会的信用が著しく低下した場合。 D/その他、事務局が当該メンバーをメンバーとして不適格であると判断した場合。

**第五条<メンバー特典>**  
1. メンバーは、事務局が設定する各種特典について、事務局が指定する方法により受けることができます。 2. 各種特典について、追加・変更が生じた場合は、事務局所定の方法でメンバーに通知するものとします。

**第六条<届け出事項の変更>**  
1. メンバーの個人情報等に変更があった場合は、当該メンバーは、速やかに届け出るものとします。 2. 前項に該当する届け出がない為、またはその届け出内容が不十分である為、事務局からの通知またはその他の送付物が延着、または未着となった場合は、事務局当該送付物が通常到着すべきときにメンバーに到着したものとみなし、事務局はその責任を負わないものとします。

**第七条<退会>**  
1. メンバーはメンバー期間内でも、本規約を解除し退会することができます。ただしこの場合、支払い済みの年会費等については、事務局は当該メンバーに対して返還の義務を一切負わないものとします。  
2. メンバー期間終了とともに退会する場合は、前項に準じた届け出を行うものとします。

**第八条<規約の改正>**  
1. 本規約の追加または変更がある場合は、事務局は改正された規約を施行する前に、事務局所定の方法によりメンバーへ通知するものとします。

**第九条<個人情報の取扱い>**  
1. メンバーの個人情報はエスポラーダ北海道における、個人情報保護の方針に従い管理いたします。